

## 書類の説明

### 《内容説明》

- ・麻薬処方せんにより調剤された麻薬（麻薬施用者自らが調剤した麻薬を含む。）を廃棄した場合の届出

### 《提出書類》

- ・調剤済麻薬廃棄届

### 《留意事項》

- ・調剤された麻薬を廃棄する場合は、必ず「麻薬及び向精神薬取扱の手引き」における麻薬廃棄フローチャートを確認してください。
- ・麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者は、麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄したときは30日以内に届け出てください。
- ・廃棄の方法については、医療用麻薬廃棄方法推奨例一覧（長崎県作成）を参考にしてください。
- ・届出者は、麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者、麻薬研究施設の設置者（以下「麻薬業務所の開設者等」という。）です。麻薬業務所の開設者等が国、地方公共団体若しくは法人の場合、当該麻薬業務所の長（例えば、病院長、支店長、工場長等）が届け出ても差し支えありません。

